

①《扶養異動届の記入・提出について》

- 1 Q: 早く保険証がほしいのですが、添付書類がそろいません。異動届を先行して提出してよいですか。
A: 添付書類がないと内容確認ができないため、異動届と添付書類をそろえてご提出ください。出生時の個人番号は、個人番号記載の住民票の発行を受けると確認できます。
- 2 Q: 子が就職したので扶養削除となりますが、就職先での保険証がまだ届きません。
A: ご就職先での保険証が届き次第すみやかに届出ください。ご就職日以降はNS保険証を使用できません。誤って使用された場合、後日医療費を健保組合へ返還いただきます。
- 3 Q: 父は扶養限度額を超過しているので、母だけ認定の申請をしたいのですが。
A: 夫婦は相互扶助の義務があるため、父または母の収入が基準額以上の場合、もう一方の親のみの扶養を認めておりません。
- 4 Q: 定年再雇用により自分の収入が減りましたが、子の扶養を継続できますか。
A: 子の収入要件を満たし、今後の収入が子の2倍以上であり、配偶者より自身の収入が多い場合、扶養を継続できます。配偶者が自身の収入より多い場合、配偶者が子を扶養します。扶養していない配偶者がいる場合、配偶者の収入証明をあわせてご提出いただきます。
- 5 Q: 単身赴任は、家族と別居扱いですか。
A: 会社都合による単身赴任は、同居扱いで結構です。備考欄に単身赴任とご記入ください。
- 6 Q: 以前同居していた家族が、現在は別居(業務都合による単身赴任ではない)しています。住民票は移していないため、同居扱いして良いですか。
A: 住民票上ではなく、実態として別居の場合は、金融機関を通した仕送り証明が必ず必要です。里帰り出産等短期間別居の場合は同居扱いで構いません。
- 7 Q: なぜ扶養していない配偶者の収入を扶養関係現況書に記入しなければならないのですか。
A: 健康保険の扶養は、主たる生計維持者がすることと定められているため、夫婦それぞれの収入を確認の上、健康保険の扶養継続が適正であるかを判断させていただきます。状況によって、ご夫婦の源泉徴収票をご提出いただき、配偶者の扶養へ異動をお願いする場合があります。

②《年間収入について》

- 1 Q: 課税対象ではない収入は、収入と見なさなくて良いですか。
A: 税法上と健康保険上では収入の範囲が異なります。継続的(短期間含む)な収入は非課税扱いであっても、収入と見なします。
非課税でも健康保険では収入と見なす例:失業給付、傷病手当金、障害年金、遺族年金等

③《添付書類について》

(給与収入関連)

- 1 Q: 給与明細が1か月分しか保管してありません。
A: 昨年1月以前から勤務ならば、源泉徴収票をご提出ください。源泉徴収票は、健康保険扶養認定に使用するためならば、勤務先から再交付されるはずですが。
昨年2月以降に勤務開始ならば、3か月分(6~8月分)の給与明細入手次第速やかに、確認票と一緒に提出ください。
- 2 Q: この7月からパートを始めました。
A: パートの労働契約書をご提出ください。勤務時間・時給等より年収推計をさせていただきます。6月からパート開始の場合は、労働契約書と7月の給与明細をご提出ください。
- 3 Q: 2箇所ですべてパートをしています。
A: それぞれのパートの収入証明をご提出ください。
- 4 Q: 賞与がありませんが、直近の給与明細はこの月に限り残業手当が多くなりました。
A: 年収として限度額以内であることを確認するため、年収が推測できるよう、3か月以上分の給与明細をご提出ください。
- 5 Q: アルバイトですが、給与明細を紛失しました。
A: お手数でもアルバイト先から再発行いただけてください。
- 6 Q: 給与明細・源泉票が電子明細で、印刷できません。
A: お手数でも勤務先から印刷いただけてください。なお住民税の決定通知書は、入社・退職年月日の記載がないため、原則認められません。

(年金関連)

- 1 Q: 年金受給の親の収入証明は、年金支払通知だけではだめですか。
A: 年金以外の収入有無を確認させていただくため、市区町村発行の所得証明をあわせて年金の支払通知とともにご提出ください。
なお、障害年金、遺族年金、厚生年金基金の支給がある場合、全ての種類の年金支払通知が必要です。
また、年の途中で年金額が変更になる場合があるため、市の所得証明のみでなく、直近の年金支払通知が必要です。
- 2 Q: 自営業(または農業等)で年金を受給しています。
A: 確定申告(収支内訳書含む)と年金支払通知それぞれをご提出ください。
自営業(または農業等)の場合、健康保険と所得税で収入の捉え方が異なります。個別に確認が必要なため、必ず収支内訳書もあわせてご提出ください。
- 3 Q: 年の途中で年金が増額しました。
A: 直近の年金支払通知(全ての年金)と市区町村発行所得証明書等をご提出ください。
収入が扶養の限度額超過の場合、年金改定月にさかのぼって扶養削除となりますので、扶養削除の届出の際は、年金決改定通知を添付いただきます。

(学生関連)

- 1 Q: 高校生の年齢ですが、就学・就労していません。必要書類はありますか。
A: 市区町村発行の所得証明書をご提出ください。別居の場合は、仕送りの証明も必要です。
- 2 Q: 19歳の子は、定時制の高校生です。学生証の写しは必要ですか。
A: 4月1日時点18歳以上の場合は、高校在学であっても入学日か有効期限の確認できる学生証写しまたは在学証明書が必要です。
- 3 Q: 大学を卒業しましたが、就職活動中の別居の子は、収入がないため扶養継続できますか。
A: 現在アルバイト等の収入がなければ、非課税証明書を提出ください。パートアルバイト収入があれば、給与明細3か月分が必要です。
なお学生でない別居の子の場合は、仕送り証明が必ず必要です。収入および仕送り証明により判断します。
- 4 Q: 別居の学生の子へ仕送りはせず、学費・家賃を含め奨学金とアルバイトで子が支払っています。
A: 生計維持関係がない場合、健康保険の扶養はできないため、扶養削除となります。
- 5 Q: 学生の子がアルバイトをしています。いくらもらっているのか不明です。
A: お子さんへ確認いただき、年収額を確認票に記入ください。年額100万円未満の場合は、学生証のみの添付で結構です。年額100万円以上の場合は、学生証のほかに給与明細3か月分も必要です。

(その他)

- 1 Q: 自営業を今年になってから始めました。
A: 年収が推測できるものをご提出ください。ある程度の実績額の提示が必要です。
- 2 Q: 扶養家族の収入額が、扶養基準限度ぎりぎりです。扶養を継続できますか。
A: 現在の収入が基準未満であれば、継続できます。ただし年が明けてからの源泉票など追加で証明提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

④《仕送り証明について》

- 1 Q: 自己都合により、妻および学生の子と別居しています。子の仕送り証明は不要ですか。
A: 仕送り証明が不要なのは、学生の子の帰省先が同一住居の場合と単身赴任のみです。
- 2 Q: 別居となった家族の仕送り証明がありません。扶養できますか。
A: 仕送りの証明が提出できない場合、別居した日で削除となります。扶養をご希望の場合、仕送りの証明を準備できてから改めて認定の手続きを行ってください。